

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案
新旧対照条文目次

一	農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）	（第一条関係）	1
二	漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）	（第二条関係）	3
三	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）		
		（第三条関係）	5
四	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	（第四条関係）	7
五	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	（附則第四条関係）	8

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案新旧対照条文

○ 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>農業近代化資金通法</u> （目的） 第一条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が<u>利子補給</u>を行う措置等を講ずることとし、もつて農業経営の近代化に資することを目的とする。 （削る） （政府の行う利子補給） 第三条 政府は、<u>農林中央金庫が農業近代化資金（都道府県の利子補給に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。</u>	<u>農業近代化資金助成法</u> （目的） 第一条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、<u>都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もつて農業経営の近代化に資することを目的とする。</u> （都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成） 第三条 政府は、<u>都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。</u> （政府の行なう利子補給） 第三条の二 政府は、<u>農林中央金庫が農業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。</u>

2 4 (略)	(農林中央金庫法の特例) 第四条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定は、農林中央金庫が都道府県の利子補給又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。 第五条 (略) 第六条 (略) 第七条 (略)
2 4 (略)	(農林中央金庫法の特例) 第三条の三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定は、農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。 第四条 (略) 第五条 (略) 第六条 (略)

改 正 案	現 行
<u>漁業近代化資金融通法</u> （目的） 第一条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給を行う措置等を講ずることとし、もつて漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。 （削る） （政府の<u>行</u>つ利子補給） 第三条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（都道府県の利子補給に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。 2 4 （略）	<u>漁業近代化資金助成法</u> （目的） 第一条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県の<u>行</u>つ利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もつて漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。 （都道府県の<u>行</u>なう利子補給に係る政府の助成） 第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。 （政府の<u>行</u>なう利子補給） 第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。 2 4 （略）

(農林中央金庫法の特例) 第四條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四條第三項の規定は、農林中央金庫が都道府県の利子補給又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。 第五條 (略) 第六條 (略)	(農林中央金庫法の特例) 第五條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四條第三項の規定は、農林中央金庫が第三條の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。 第六條 (略) 第七條 (略)
---	--

改 正 案	現 行
（再建計画） 第五条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者（前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営むものに限る。）であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 （略） 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 4 （略） （助成措置） 第八条 政府は、第四条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該法人が、同法第十一条第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第	（再建計画） 第五条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを、前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林水産大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 （略） 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 4 （略） （助成措置） 第八条 政府は、都道府県（第四条第一項第一号の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が

八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。 2 （略） （報告の徴収） 第十五条（略） 2 農林水産大臣は、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。 3・4 （略）	、同法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。 2 （略） （報告の徴収） 第十五条（略） 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。 3・4 （略）
--	---

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「<u>漁業近代化資金</u>」とは、<u>漁業近代化資金融通法</u>（昭和四十四年法律第五十二号）<u>第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。</u> （緊急融資資金に関する特例） 第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法</u>第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「<u>漁業近代化資金</u>」とは、<u>漁業近代化資金助成法</u>（昭和四十四年法律第五十二号）<u>第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。</u> （緊急融資資金に関する特例） 第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法</u>第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

○ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一 農業近代化資金（<u>農業近代化資金融通法</u>（昭和三十六年法律第二百二号）<u>第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。</u>以下同じ。） 二 四 （略）	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一 農業近代化資金（<u>農業近代化資金助成法</u>（昭和三十六年法律第二百二号）<u>第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。</u>以下同じ。） 二 四 （略）